

令和 7 年

行財政改革特別委員会会議録

と き 令和 7 年 4 月 1 6 日

品 川 区 議 会

令和7年 品川区議会行財政改革特別委員会

日 時 令和7年4月16日（水） 午後1時00分～午後1時57分
場 所 品川区議会 議会棟6階 第1委員会室

出席委員	委員長 若林ひろき	副委員長 澤田えみこ
	委員 石田秀男	委員 西村直子
	委員 こしば新	委員 あくつ広王
	委員 つる伸一郎	委員 新妻さえ子
	委員 松永よしひろ	委員 山本やすゆき
	委員 のだて稔史	委員 筒井ようすけ
	委員 せらく真央	

出席説明員	久保田企画経営部長	崎村企画課長
	吉岡政策推進担当課長	井添SDGs推進担当課長
	宮澤税務課長	柏原区長室長
	遠藤新庁舎整備担当部長	鵜田広町事業担当部長
	藤村総務課長	三井新庁舎整備課長
	泉広町事業調整担当課長	小林新庁舎建設担当課長

○午後１時００分開会

○若林委員長

それでは、ただいまから行財政改革特別委員会を開会いたします。

本日はお手元に配付してございます審査・調査予定表のとおり、幹部職員の異動について、特定事件調査、報告事項およびその他を予定しております。

本日は議題に関連して、政策推進担当課長、ＳＤＧｓ推進担当課長、税務課長、新庁舎整備担当部長、広町事業担当部長、新庁舎整備課長、新庁舎建設担当課長および広町事業調整担当課長にご同席いただいておりますので、ご案内いたします。

それでは、本日も効率的な委員会運営にご協力をよろしくお願いいたします。

１ 幹部職員の異動について

○若林委員長

まず、予定表１の幹部職員の異動についてを議題に供します。

このたび、幹部職員の異動がございましたので、ご紹介をお願いいたします。

○久保田企画経営部長

私より、企画経営部の幹部職員の異動について、昇任した幹部職員も含めまして、紹介をさせていただきます。

初めに、井添ＳＤＧｓ推進担当課長です。課長心得から昇任いたしました。

○井添ＳＤＧｓ推進担当課長

ＳＤＧｓ推進担当課長の井添です。引き続きよろしくお願いいたします。

○久保田企画経営部長

次に、宮澤税務課長です。地域活動課長から異動いたしました。

○宮澤税務課長

税務課長の宮澤です。どうぞよろしくお願いいたします。

○久保田企画経営部長

企画経営部は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○柏原区長室長

それでは、私のほうから、区長室で幹部異動がございましたので、紹介いたします。新庁舎整備担当につきましては、改めて、別途ご案内させていただきます。

藤村総務課長、秘書担当課長兼務でございます。子ども育成課長から異動になりました。

○藤村総務課長

藤村です。どうぞよろしくお願いいたします。

○柏原区長室長

私からは以上でございます。

○遠藤新庁舎整備担当部長

それでは私から、区長室におきます新庁舎整備担当部門におきます幹部職員の異動についてご報告を申し上げます。

まず私でございますが、新庁舎整備担当部長になりました遠藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、スポーツ推進課長から異動になりました、新庁舎整備課長の三井でございます。

○三井新庁舎整備課長

新庁舎整備課長の三井です。よろしくお願いいたします。

○遠藤新庁舎整備担当部長

次に、統括課長昇任となりました、新庁舎建設担当課長の小林でございます。

○小林新庁舎建設担当課長

小林です。引き続きよろしくお願いいたします。

○遠藤新庁舎整備担当部長

私からのご報告は以上でございます。

○鵜田広町事業担当部長

それでは、私からは、広町事業担当部門についてご報告申し上げます。

私ですけれども、広町事業担当部長のほうに拝命いたしました鵜田でございます。都市整備推進担当部長との兼務になりますが、ぜひともよろしくお願いいたします。そのほかの変更はございません。

○若林委員長

ありがとうございました。どうぞよろしくお願いいたします。

以上で本件を終了いたします。

S D G s 推進担当課長、税務課長はご退席いただきまして結構です。ありがとうございました。

2 特定事件調査

(1) 新庁舎等に関すること

○若林委員長

次に、予定表2の特定事件調査を議題に供します。

初めに、(1)新庁舎等に関することについて取り上げます。本日は、新庁舎等に関することのうち、公有地について取り上げます。

理事者より、旧荏原第四中学校整備基本計画の策定についてご説明をいただきます。その後に、委員の皆様にはご意見、ご提案等いただいて、活発な議論をしていただければと考えております。

それでは、理事者よりご説明をお願いいたします。

○吉岡政策推進担当課長

それでは、私からは、特定事件調査、新庁舎等に関することのうち、公有地の中から旧荏原第四中学校整備基本計画の策定につきましてご報告をさせていただきます。恐れ入りますが、サイドボックスに格納されております02-1、02-2を資料としてご説明をさせていただきます。初めに、02-1の横型の資料をご覧くださいませでしょうか。

初めに、前文に記載がございますとおり、旧荏原第四中学校につきましては、この整備基本計画の策定というところでございまして、昨年度、外部有識者3名を交えました庁内検討会を開催し、先進的な大規模複合施設の事例を参考としながら、施設の整備・運営手法や、導入機能の配置方針等の検討を進めてまいりました。また、パブリックコメント、そして住民説明会を実施いたしまして、その結果を踏まえまして、整備基本計画を策定いたしました。

次に、その下、項番1のこれまでの検討状況でございます。令和7年2月までの状況につきましては、本委員会におきましてもご報告をさせていただいたところでございますが、先ほども触れました住民説

明会、こちらは令和7年3月24日月曜日に、旧荏原第四中学校の体育館にて開催をいたしまして、計29名の方にご参加をいただいたところでございます。

続きまして、項番2の整備基本計画の公表についてでございますけれども、4月21日号の広報しながわへの掲載、また、同日にホームページにおいても公開をさせていただく予定でございます。

誠に恐れ入りますが、サイドブックス02-2の資料1、旧荏原第四中学校整備基本計画、こちらのほうをご覧いただいてもよろしいでしょうか。

内容につきましては、2月の本委員会でもご説明した計画案、こちらから変更ございませんけれども、改めてポイントを絞ってご説明いたします。

初めに10ページ、サイドブックスですと16ページでございます。こちら3章のコンセプトのところになりますけれども、令和5年度に旧荏原第四中学校跡地活用方針策定委員会を設置いたしまして、行政需要、地域のニーズ、また、地域住民とのワークショップ等から、コンセプトにつきまして、「多様な人々が集い・学び・助け合い・心と体の健康を育む交流拠点」ということで整理をさせていただきました。

続きまして、14ページおよび15ページ、サイドブックスですと、20ページ、21ページ、こちらになりますけれども、ご覧いただけますでしょうか。

第5章の施設整備の基本的な考え方でございますけれども、方向性としてしまして、みんなの学び場となる図書スペースを中心とした交流拠点、そして、そのためのしつらえと仕組み、また、平常時と災害時のフレキシブルな活用ができるよう、検討を進めてまいります。

続きまして、19ページ、サイドブックスですと25ページ、ご覧いただけますでしょうか。

こちらは第6章でございますけれども、導入機能の具体的内容についてでございます。主な機能としてしましては、屋内施設では、図書館、体育館、マイスクール、プレイルームやカフェ、また、屋外施設につきましては、グラウンド、冒険ひろばなどを整備する計画としております。また、障害がある方が仕事をされる上で役立つ知識や技能を身につけることを目的に、先ほどご紹介したような導入機能におきまして、作業実習を中心とした訓練を行えるような体制を整えてまいります。

続きまして、少し飛びまして44ページ、サイドブックスですと50ページでございます。第10章、事業実施方針というところでございます。こちらにつきましては、本施設の整備・運営手法として導入が考えられる手法を整理しております。

恐れ入りますが、47ページ、サイドブックスですと53ページ、ご覧いただいてもよろしいでしょうか。

それぞれ事業手法の紹介というところでございますけれども、初めに①の従来方式というところでございますが、こちらにつきましては、多くの既存の区内公共施設で採用してきたものでございまして、区が資金を調達し、設計、工事、各運営・維持管理業務などを個別に契約して発注する方式でございます。次に、②のDBO方式でございますけれども、こちらは区が資金を調達し、施設等の設計、建設に関する業務や維持管理・運営に関する業務につきまして、民間事業者による応募グループ全体に性能発注、一括発注する方式でございます。

次に、③のPFI方式のうちのBTO方式でございますけれども、こちらはPFI法、こうした法律に基づきまして、民間事業者がSPCを結成し、設計、建設、維持管理・運営までなど、一体的に行う方式でございます。こちらもDBO方式と同様、区が民間事業者に発注する業務は性能発注および一括発注というところでございます。なお、性能発注についてなのですけれども、こちらは区が必要な施設

の性能要件や業務水準のみを提示いたしまして、民間事業者はその要求水準を満たす施設整備を行うことでございまして、事業者のノウハウを活用することで、施設やサービスの品質の向上やコストダウンが期待できるというものでございます。また、SPCというものでございますけれども、こちらは特定事業を行うために設立される事業会社のことでございまして、民間事業者がそれぞれの専門分野の事業者等でチームを構成するというものでございます。

続きまして、50ページ、サイドブックスですと56ページ、ご覧いただいてもよろしいでしょうか。

こちらでは、先ほどご紹介いたしました整備・運営手法の評価、採用について記載をしております、定性的評価、あるいはVFM試算による定量的評価、民間事業者へのサウンディング調査の内容などを記載しているところでございます。

また、52ページ、サイドブックスですと58ページ、ご覧いただけますでしょうか。

項番5のところで、事業手法の採用に係る結論を記載させていただいております。ご案内のところではございますけれども、総事業費につきましては、DBO方式が最小となると想定されるところでございますが、SPCの設立によりまして、この超複合施設になります、こういった整備・運営を総合的にマネジメントできる事業者同士の連携面が期待できるというところや、事務負担の軽減、また、財政負担の平準化が図れるといいました定性的な評価も踏まえまして、BTO方式により検討を進めるということとしてございます。

計画の説明は以上でございまして、恐れ入りますが、最初の資料、02-1にお戻りいただいてもよろしいでしょうか。

項番3の今後の検討でございまして、今年度は策定をいたしました整備基本計画、これを踏まえまして、PFI事業者選定に必要な実施方針や要求水準書を作成するために、昨年度に引き続き、庁内検討会にて機能面等の検討を進めてまいります。また、民間事業者との対話を経まして、PFIの各種手続の公表時期等を決定してまいります。

○若林委員長

説明が終わりました。

本件につきまして、ご質疑、ご意見、ご提案等がございましたらご発言願います。

○あくつ委員

ご説明ありがとうございました。私どもの会派からも、予算特別委員会の総括質疑の中で、私も款別で取り上げさせていただきましたけれども、非常に品川区の都市ブランディングを高める可能性を秘めている新しいタイプの超複合施設というところで、期待をしているところでございます。総括質疑の中でも確認をしたのですが、もう少し詳しくご説明いただきたいというところが幾つかあるので、確認をしていきます。

計画の中の50ページと51ページのところの事業手法評価、今ご説明があったところで、事業手法を評価するということで、定性的評価と定量的評価があって、Value For Moneyという分かりやすい評価があります。私どもも同じように、このPFI（BTO方式）を取っているほかの自治体の施設も見て、その選定手法も、経過、過程も説明を受けたときに、やはりValue For Moneyが優れているから、定量的評価なのでこちらを取りましたという説明がありました。定性的評価は品川区と同じようなことなのですが、ただ、品川区に関しては、Value For Moneyでいえば、ここに比較してあるDBOのほうが、いわゆるコスト的に優れているという評価が出ているにもかかわらず、あえてその定性的評価、ここに説明書いてありますけれども、なぜそちらを取ったのか。このような評価があるにもかかわらず、

なぜこのPFI（BTO方式）を取ったのか。意地悪く言うならば、そもそもBTO方式ありきだったのですかということがこれから問われる可能性があるので、そこについて、ここにも説明がありますけれども、言っていることはよく分かるのですが、もう一度丁寧に説明いただければと思います。

○吉岡政策推進担当課長

事業手法の選定についての詳細というところだと考えております。まず、DBO方式といいますものが、PFI的手法というような言われ方をしております、実際のPFI法に基づいた手法ではございません。民間事業者とのサウンディング調査におきまして、こうした基づかないものというところで、事業の進め方、あるいは区と民間のリスク分担のところというところで、少し不安があるというようなところを聞いているようなところがございます。今回、定性的評価のところでも記載をさせていただいていますSPCの設立、これが特別目的会社というところがございますけれども、まず設備、整備から運営というところで、これを一体化して、なおかつ運営後もしっかりとチームを組んで安定的な運営をしていただく、これが必要条件、必須条件というところを考えたというところがございます。

Value For Moneyのところにつきましては、1つDBO方式のほうが優れているというところもございますが、DBO方式につきましては、基本的な支出というところがございますけれども、これは平準化できないというところがございます、BTO方式につきましては、整備から、運営が始まったときから、支払いの期間や運営期間に応じた金額で案分できるというところで、いわゆる財政の平準化ができる、こういったメリットがある。こういった部分のところから、こちらの記載をさせていただいているとおり、BTO方式の採用を検討したというところを進めているというところがございます。

○あくつ委員

そうすると、もしお答えができるのであれば、もしかしてこの計画の中に、どこかに記載があるのかもしれませんけれども、現段階でサウンディング調査をした、その事業者、その中からそのような意見があったということですが、そのサウンディング調査をされた事業者、今幾つぐらいあるのかというところ、これは別のところ、これは広町の跡地の活用の中でも、当初はそれは教えていただけなかったのですが、たしか途中で何か教えていただいたのでしたか。そういったこともあったと思うのですが、現段階でのサウンディング調査、そしてサウンディング調査をかけたのは、関心を示しているところや実績があるところというような、そのような認識なのですかけれども、今どれぐらいの事業者から聞いているのか、どれぐらいの数の事業者が関心を示しているのか、もし教えていただける範囲があるならば、教えてください。

○吉岡政策推進担当課長

昨年の秋口にサウンディング調査を実施いたしまして、こちら51ページに少し内容を書かせていただいているところがございますけれども、実際に整備、あるいは運営をしていく事業者に対して、10社程度サウンディング調査を行ったというところがございます。関心ありと答えた企業が7割程度、7社と。条件次第で関心ありと答えた企業が3社というところがございます。こうしたサウンディングを行った事業者のほうから、その後も定期的に意見交換を行っているというところがございます。今年度につきましては、こちらの10社程度のところを数十社に、サウンディング調査のほうかけさせていただいて、それも複数回、何度も何度も行わせていただくというように考えているところがございます。

○あくつ委員

ありがとうございます。私どもが視察に行ったところのSPCは、前にも款別審査のときに申し上げ

ましたけれども、7社ぐらいが構成されているSPCでしたが、今おっしゃられた十数社、また、これから数十社というものは、SPCの代表となるような、いわゆる企業のことをおっしゃっているのか、それともその中で、何かコンソーシアムというか、そのようなものを組むということなのか、ちょっと細かいことですが、教えてください。

○吉岡政策推進担当課長

代表になるかならないかということは今後のというところではございますけれども、代表になり得る事業者に対しては半数程度以上に聞いているというところではございます。一方で、代表にならなくても、やはり運営の肝となるような、例えば図書館など、そういったところもございますので、そういった部分については、また別途、今回のサウンディング調査で聞かせていただいたというところではございます。

○あくつ委員

では、その事業手法のところは、最後になりますけれども、総括質疑でも、これが本質的なところの要望というか、私どもの会派からもお願いをしましたが、いわゆる、先ほど性能発注というお話があって、最低レベルというか、そういったものを区のほうから要求をして、それに企業体の裁量によって、これから設計や建設が行われるというように認識をしているのですが、その中で、やはり品川区の意向というものを、ひいては区民の意向、区民が区民のニーズに沿うものをつくる。また、私どもが申し上げているような図書館機能、後から言いますけれども、図書館機能の増強など、そういったところについては、ご答弁では、まさにそういったところがサウンディング調査の中で、もしくはこれから発注するに当たって、競争をしていただいて、よりいいもの、よりいい提案をいただいていくという、ちょっと区の直接的というよりは間接的な形、間接的ということも少し適切ではないかもしれませんが、そういったよりよい提案をいただいていく中で反映させていただくのだという、そのようなご答弁だったと思うのです。そこについてはできるだけたくさんの企業からできるだけたくさんの提案をいただいて、そういった区民ニーズに適したようなもの、そして都市ブランディングに資するようなものをつくっていただきたいと思いますが、そこについてもう一度ご答弁をお願いします。

○吉岡政策推進担当課長

こちらの施設をよりよい、非常に魅力あふれる施設にしていくという思いは、区民の皆様も議会の皆様も共有するところかなというところで考えております。そういった中で、サウンディング調査を具体化することによって、事業者からの提案もございまして、質疑が出ることによって、また庁内連携、庁内検討がより具体化、深度化をしております。サウンディング調査につきましては、そういった側面もある一方で、委員からもお話もありましたように、こうした事業に興味を持ってもらえる事業者が複数出てくることによって、競争性が働いて、よりよい提案が出てくるということが期待される部分がありますので、このサウンディング調査をしっかりとやっていきたいと考えています。

○あくつ委員

そこに関してはもう質問は終わるのですが、できる範囲で結構ですが、ある程度の方向性のようなものが幾つか出てきたら、議会にもお知らせいただくとありがたいな、そこで議会でガチャガチャ言われてということもあるのかもしれませんが、私たちとしても、どのようなものがこれから方向性として設計されていくのかということも非常に重要なところなので、できる範囲で議会に報告をしていただきたいと思います。

それと2つ、あと2点だけ質問します。1点は、これも総括質疑で行いましたけれども、1つは図書館機能というところです。策定委員会の中で、方針を決めていく中で、図書館を肝に据えたような超複

合施設と。複合機能施設と私たちは考えていますけれども、今回11項目の機能がこの中に搭載されるわけです。中に入ってくるわけですが、その図書館という部分が非常に大きな要素を占める、魅力の大きな原動力になるのではないかなと私どもの会派では考えています。視察をしたところも、まさにそのようないろいろな工夫をしていました。ただ、現段階での計画の中では、近隣の比較的規模の小さい図書館並みの蔵書というところ、ただ、最先端の技術、いわゆる本を借りたり、貸し出したり、返却をしたりするものについては、最先端の技術だったり、閉架書庫、オートメーションの自動書庫、私たちもそれ見てきましたけれども、そういったものを取り入れるというのは拝見したのですが、ぜひそこのところについては、もう少し、サウンディング調査をかけるのであればそこのところを大きな魅力として、性能発注の中でぜひそこのところを大きく、品川区独自のものというか、発信できるもの、これはお願いしたいと思うのですけれども、そこについてご見解を、総括の繰り返しになってしまうかもしれませんが、お願いいたします。

○吉岡政策推進担当課長

図書館の在り方といいますか、そういった部分でございますけれども、蔵書する以外にも、やはり今品川区には不足しているといいますか、もう少し充足したほうがいい機能というものが、やはり全国の自治体の、こういった図書館を中心とした複合施設を拝見いたしますと、そういった部分がございます。そういった中で、蔵書数も含めまして、何が図書館の売り、あるいは図書館を中心としたこのようなスペースのところに人が集まっていたいてというところに寄与するのか、そういった部分を、やはり限られた面積、財源もございますので、どこに注力するかというところは、今後引き続きしっかりと検討していきたいと考えています。

○あくつ委員

ありがとうございます。今回ほかのところの施設と違うところは、やはりグラウンドとか、いわゆるビオトープであるとか、いわゆる屋外施設が充実をしているというところと、あと体育館はございますけれども、それが他の施設と違うといえば違うのですが、検討の中でも図書館機能を中心にというところで、やはりそれは策定をされてきた経緯もありますし、私どもとしては、やはり図書館機能というものを強く、そこについては注力していただきたいというものがありますので、そもそも図書館というのは、あらゆる世代の方たちが、そしてあらゆる属性の方たちが集まりやすい、そして子育て支援や、子育て世代や高齢者の世代もそうなのですが、そういったところから恐らく図書館中心の機能というところの議論がされてきたと思うので、その魅力を最大限発揮できるようにお願いしたいと思います。

最後になりますが、これも総括質疑で申し上げましたが、やはり学習スペースのところ、最近私の自宅にも事業者のチラシが入っていましたが、大井町に今度学習スペース、有料のものができますというようなもののチラシが入りましたけれども、やはりそのニーズというものは非常に大きいと私どもも考えています。昔は図書館に早く駆けつけて席取りをして、できるだけそこに荷物を置いて勉強するというようなスタイルもあったと思うのですが、全国の施設、私も昨年文教委員会で視察に行かせていただいたような大阪の施設なども、やはりそういった有料であったり、別に有料である必要はないのですけれども、どうしてもその場を使いたいという方は有料であったり、予約制であったり、そういったところで、図書館の一部の席を使って行うというよりは、やはり施設の中の1つスペースをしっかりとつくった上で、音とか、電源とか、Wi-Fiとか、そういったものをしっかり備えた、そういった学習スペース、もしくはワークスペースというものが、結構今はもう全国的には当たり前になってきています。品川区においては、そのようなものに特化した学習スペースというものはあまりないような気が

するのですが、計画の一部の中にそういった記載も見られるのですが、そこについては、ぜひこれも発注の中の仕様の中に、性能発注で仕様発注ではないのですが、そのところもぜひご提案いただけるような発注の仕方をしていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○吉岡政策推進担当課長

委員ご案内のとおり、このような学習スペースというところが有料であって、いわゆる社会人の方にも非常に幅広く使っていただいている、学生の方にも使っていただいているというところは十分認識をしているところでございます。今、図書館の機能の中で、読書室、あるいは学習室というところで、少し音に寛容な施設でありながらも、こういった静かに学習できる、調べ物ができる、仕事ができるというスペースは重要だと考えてございますので、今後のサウンディング調査を進めながら、こういった形で配置できるか、しっかり検討していきたいと考えております。

○のだて委員

まず、この住民説明会が3月に行われたということで、そこでどのような意見、あるいは質疑があったのか、それに区はどう答えたのか伺いたいと思います。

○吉岡政策推進担当課長

住民説明会のほうで3月24日に行わせていただいたというところでの質問の件でございますけれども、まず、大きく防災に関する質問ございました。有事の際の、この新しくできる防災施設の考え方、あるいは、この新規のというところではなくて、解体工事期間中の倉庫や避難所機能の確保、こういったものについてのご質問があったところでございます。

防災のところでは、有事の際の防災施設の考え方というところでございますが、こちらは区民避難所として機能を有するというところでございますので、そういったハード部分のところや、そういったソフトの対応についても、今後地域の方とも議論しながら設定していくというところで回答しているところでございます。

また、解体工事期間中の倉庫、避難所の機能というところなのですが、こちらにつきましては、地元町会のほうから大崎高校を活用したいというようなご意見もございますので、大崎高校とそういった議論をしているというところで、進捗状況をお伝えしたところでございます。

その他につきましては、先ほど図書館というお話もありましたけれども、近隣に図書館がございまして、そういった機能のすみ分け、あるいはそれを移転する形になるのかなど、そういったような質問があったところでございます。

○のだて委員

いろいろな視点で意見が出ていますと思いますので、しっかりと対応していただきたいと思います。

今回の施設、やはり先ほどからあるとおり、様々な複合した機能がある施設ですので、運営がとても大切になってくると思います。しっかりそれぞれが交流をして、有機的にもつながっていくというのですか、そうしたのになっていくというためには、運営の部分、そしてそれを監督する区の役割も重要になってくると思いますので、ぜひそこをしっかりとっていただきたいと思います、それを含めて区民に愛される施設になるように力を尽くしていただきたいと思います。もし何かご答弁あれば、伺いたいと思います。

○吉岡政策推進担当課長

今回の施設は超複合施設というところでございますので、庁内の連携というのはもとよりでございますけれども、SPC、これが設立したときにしっかりと区の意向を伝えて、あるいは区と話し合いを進めながら契約を結ぶ、そして、その運営後につきましてもしっかりとモニタリングをして、すべきところ

ができているか、区が重点を置いているところにしっかりと力を注いでくれているとか、そういったところをしっかりとモニタリングをするというところで、しっかりと整備、運営が進むように、引き続き検討を深めていきたいと考えております。

○山本委員

ご説明ありがとうございます。私からも質問させていただきます。私どもも、これまでも品川区初のこの大型複合施設として、本施設については非常に期待をしておりまして、区民の皆様、利用者の皆様にとってよりよい施設としてほしいという思いから、ご質問をさせていただきます。

中身としては体育館についてとなります。令和4年度統計において、区内体育館の延べ床面積が特別区23区中20位と不足している中で、今回しっかりとした体育館が整備されることは、区でスポーツ振興を進める上で素晴らしいことと感じています。そうした中で、最近区民の方からお声をお聴きする機会があったので、その件でお聞きします。規模の話なのですが、サイドブックス31ページ、資料25ページで記載がございます。バスケットボールコートで示されていまして、12mから15m×22mから28mを2面、それから2つ目が、15m×28mを1面、この①番、②番と書かれていて、②番目は①と重複してもいいというように書かれているというところがございます。それで、バスケットボールコートの公式サイズというものは12m×28mですので、最大幅で取れば、当然2面、公式サイズが2面取れる形にもなるし、それ以上にもなるのですが、取り方によっては、その公式サイズが1面だけしか取れないようにもできてしまうような書きぶりになっているということが少し気になっております。それで、ここの体育館についての説明になりますと、区民スポーツや登録団体の練習・活動の場、一般の個人利用を想定するほか、大会会場としても利用するというように書かれておりますので、大会会場として利用するとなると、公式面が2面あったほうがいいのではないかと、いうところで、そのようにしてほしいというお声でございました。さらには、こういった大会会場として利用するとなると、このコート2面だけというわけではなくて、その間にオフィシャルという関係者が座る場所なども必要になるので、そのコートの間に少し距離を取る、4mなど取る必要があるというものを実態でございまして、そういった、より大会利用できるような形にしてほしいというようなお話がございました。

なぜこのような話をするかという、1例なのですが、しながわ区民公園では、屋外バスケットボールコートを新しく、改修のときにつくってもらっているのですが、できているのですが、これ半面としても正式なサイズではなくて、使い勝手が悪いと。正式なサイズにちょっと広げてほしいという声を関係者の方から度々聞くのです。しかし、一度できてしまうとなかなか後からすぐに改修するということは難しいと思っております。当初にできるだけ検討を練ることが大事なのではないかというところからお話ししております。もちろん区民公園は、そのほかのスペースとの兼ね合いもあった結果だと思うのですが、そういった事情も分かっているのですが、やはりそういった声が上がってくるということが現実としてあるので、このタイミングでお話ししているというところがございます。ですから、中途半端につくるよりは、やはりしっかりと先々を考えてつくっていただきたいという観点から、このようにお話ししているのですが、その辺り、この施設の広さに関してのお考えについてお聞きいたします。

○吉岡政策推進担当課長

今、体育館の広さ、機能についてのご質問というところでございますけれども、こちら体育館で書かせていただいているものがある程度1つの目安、最低基準の部分のほう書かせていただいているところ

でございます。当然ながら、体育館でできる競技、バスケットボールだけではございませんので、そういったスポーツの全体をどういったスポーツをやっていただけるか、なるべく制限もかけないようにというところで検討してございます。そういった中で、広さにつきましては改めてというところもございますし、オフィシャルの部分も含めた形というのは、後で使いにくいということは、我々もそういったことは避けたいと思っているところでございますので、しっかりと話を聞きながら進めていきたいと考えてございます。

○山本委員

ご答弁ありがとうございます。考え方としては非常にありがたいと思っております、当然バスケットボールだけではなくて、ここにも書かれていますように、バレーボール、バドミントンや、その他スポーツでも使いやすいように、しっかりと意見を聞いていただいて、それぞれのところで使いやすいようにしてほしいと思っております。

それで、そのほか私が聞いているところでは、卓球の関係者の方からは、照明によってボールの見えやすさに違いがあるというところで、天井が少し高いところが光の加減などで見えやすさなども変わるというところもあるようなので、そういったところも検証の上、そのように使いやすいというところを考えて、進めていただきたいと思います。「神は細部に宿る」という言葉がありますが、よい施設をつくるには、細かなことへのこだわりや思いがとても大切であると思ひまして、そういったような思いをいろいろと集めて、いい施設をつくっていただきたいと思いますと思っております。

そこで次の質問があるのですが、今後の計画を進めるに当たって、P F I 方式を予定しているというところなのですが、では、この仕様のところをどこまでが区で固めて、どこの部分を民間のP F I 事業者委ねるのかというところかなと思っております、これは1つの具体例になりますけれども、例えば体育館の広さというところで、この基本計画に書かれているような内容で、民間事業者そのまま、例えば検討を依頼する、公募の要領として入れた場合、一定程度の幅があるわけです。そうすると、当然民間事業者なので、民間事業者ならではの工夫といういろいろなポジティブな面があり、期待するところではあるのですが、一方で収益、収支というところを考えると、狭いほうが建設コストの削減できるとか、収支がよくなるというような話ですとか、ゾーニングのところでスペースが簡単に収まるということで、そういった考えに基づいて安易にというか、そこまで練られていないような計画に収まってしまふおそれがあり、このように幅を持たせて公募をすると、狭くなってしまうこともあるのかなということが恐れているところでございます。これは体育館だけではなくて、図書館や、それぞれほかの機能においても同じように言えると思いますので、何か民間事業者に任せることでのポジティブな面がある一方で、そのような幅の中でミニマムに収まってしまふという懸念というものがあるのですが、その辺りいかがでしょうか。つまり、仕様をどのように、具体的に体育館のことでいえば、仕様をどこまで区で決めて公募するようなお考えなのかということと、それ以外の全般的な今のお考えのところについて、2点お伺いいたします。

○吉岡政策推進担当課長

まずは仕様のところで、2つ3つまとめてというような話にはなってしまうのですが、まさにこの機能の部分のところなのですが、面積につきましては、しっかりと固定して公募を進めたほうがいいという部分もありますし、一方で面積のところを、全てのところを当てはめてしまふと、もう実際できるようなゾーニングといいますか、施設のプランというものはもうほぼ固まってきたというところもございます。民間の創意工夫を促すところで、どこまでのバランスで区が機能を固めてい

くか、要求していくかというところは、今後のサウンディングのところで、恐らくは民間業者のほうも、ここは自由提案にしてほしいですとか、区としてはここは絶対譲れないとか、そういったところを今後優先順位づけてやっていくというように考えているところでございますので、今どこまでということはなかなか申し上げられないのかなというところでございます。

○山本委員

ご答弁ありがとうございます。なかなか回答しにくいということは理解いたしました、お伝えしたいこととしては、その区民の立場に立って使いやすい施設として考えるというところかというと、民間事業者も当然考えてくださるところではあると思うのですけれども、それだけでは先ほどの例のようにならない可能性もございますので、ぜひ使いやすい、区民の方々にとって使いやすいとなるような、予算なども含めて、使い勝手も含めて、利用者の方々が想定される使い方など関係者の方々に聞いていただいて、それをこの施設に盛り込めるように進めていただきたいというところでございます。これは公募設定の前なのか後なのかというところもあるのですけれども、やはり事業者に全て任せるということではなくて、その声をできるだけ聴いて反映できるような進め方を要望いたします。

○筒井委員

最後に。ちょっと1点だけ、49ページの公共と民間事業者の役割のところ、施設整備で既存施設の解体撤去のところ、PFI方式を取っても「区or民間」と書いてあるのですけれども、これ、最終的にいつぐらいで結論が出るのか、区が持つのか、民間が持つのか、その辺りいつ決定されるのか、その辺りのことをお聞かせください。

○吉岡政策推進担当課長

今年度実施方針、あるいは要求水準書を策定する中で、民間事業者にお願いしたい業務というものを確定するところでございます。その中で解体業務が加わるか、加わらないかというところが確定いたしますので、そういった意味では今年度中というところでございます。

○若林委員長

ほかにないようですので、以上で本件を終了いたします。

(2)特定事件調査のまとめについては、後ほど議題といたします。

3 報告事項

新庁舎整備に向けた実施設計概要等の説明について

○若林委員長

次に、予定表3、報告事項を聴取いたします。新庁舎整備に向けた実施設計概要等の説明についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○小林新庁舎建設担当課長

私からは、新庁舎整備に向けた実施設計概要の説明についてご報告いたします。サイドブックS03の資料をお開きください。

本件でございますが、2月27日開催の行財政改革特別委員会でご説明いたしました、実施設計概要および工事費、工期の見直しにつきまして、関係者への説明の進捗状況や今後の予定を報告するものでございます。

項番1の町会自治会長および区内関係団体への説明についてでございますが、初めに区内13地区の

町会自治会長への説明につきましては、3月より実施をいたしまして、先日、4月8日に完了したところでございます。今後、商工会議所などの区内関係団体への説明を実施してまいります。

次に、項番2の区民への説明についてでございますが、昨年度基本設計概要を策定した際と同様に、オープンハウス方式による説明を実施いたします。基本設計概要時につきましては6か所での開催でしたが、今回、荏原地区と大井地区で新たに1か所ずつ追加をし、イオンタウン旗の台および西友大森にて開催をいたします。また、武蔵小山での開催につきましては、基本設計概要時につきましては荏原第一地域センターでの開催でしたが、武蔵小山商店街パルム会館での開催に変更いたします。これらの開催周知につきましては、区ホームページ、広報しながわ、SNS、また資料には記載ございませんが、各地区のふれあい掲示板でも実施のほういたします。

最後に、項番3の今後の予定でございますが、現在、工事公告を行っておりまして、入札につきましては7月29日を予定してございます。その後、秋の第3回定例会にて契約議案として上程をし、議決契約後、近隣関係住民の皆様を対象といたしました、条例に基づく工事説明会を開催する予定でございます。

○若林委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたらご発言をお願いします。

○あくつ委員

ご説明ありがとうございました。何年も進めてきた新庁舎について、先ほどご説明あったとおり、スケジュールでは工事公告を現在行っているところというご説明がありました。それに関連して、以前の実施計画の中で、従来方式ということがかなり早めの段階で出ていましたけれども、いわゆる発注というか、それに、いわゆる建設会社に向けてどのような形で、従来方式という形で今発注をかけているのか、発注というか、公募をかけているのか、工事公告をかけているのか、ちょっと詳しいところを教えてください。

○小林新庁舎建設担当課長

工事の受託方式、発注の受託方式というところでございますが、従来から区の入札関係でやっております、いわゆる一般競争入札による発注でございます。その内容でございますけれども、建設工事につきましては、やはり一定規模の工事規模となりますので、区外事業者と区内事業者の、いわゆるJVによる構成、それから電気と機械につきましては、区内事業者によりますJVの構成にて発注のほう準備しているところでございます。

○あくつ委員

現段階では、そういった、今までの、いわゆる区の一定程度の規模の施設の形での発注と同じような形で、今出されているということで伺いました。中野区等で、今大きな公共施設の建設がストップをしたり、他自治体で不調が続出をしているという段階なのですけれども、品川区においては、当初400億円以上という金額だったものが、最後は700億円前後ですか、というところまで来ているのですが、ここについては、不調対策として、品川区としてどのようなことをされているのかお伺いします。

○小林新庁舎建設担当課長

現在、今委員からお話ございました不調の関係でございますけれども、私たちも様々情報収集をしながら、その要因につきまして様々研究を重ねているといったところでございます。今回、品川区の場合

につきましても、やはり一番大きなところにつきましては、近年の物価上昇と人件費の高騰のところは一番大きなところでございまして、それをしっかり反映させることで、不調対策をしっかりと、不調を防いでいこうといったところを取組として今進めていたところでございます。各区の状況を見ますと、やはりその部分がしっかり反映されていなかったことによりまして、いわゆる予定価格が比較的低かったことから不調になっている事例も聞いているところでございますので、そういったような事例を参考にしながら、不調対策を進めてきたといったところでございます。

○あくつ委員

要望も含めて、最後質問ですけれども、品川区においては、ここ何年もかけて、本当に新しい、先ほど新規の、今年度からの異動の方のご紹介も、ご挨拶もございましたが、何年もかけてようやくここまで来たというところで、最後の最後で、これは契約があるし、先方がある話ですから、不調ということがないように、現在工事公告等、公募されているということで、手を挙げてくれるところがどれぐらいあるのかというところもあると思います。名のりを上げてくれるところがどれだけあるのかと思いますけれども、しっかり不調対策もされているということでしたので、ぜひこれは最後、ぜひ建設への、何というのでしょうか、このような言い方はちょっとあれかもしれませんが、決意というか、ぜひ成し遂げるという決意を最後お伺いしたいと思います。

○小林新庁舎建設担当課長

この新庁舎につきましては、委員のご案内のとおり、非常に長く、長きにわたって検討を重ねてきたところでございます。区としても非常に大きな事業でございますので、やはり最後までしっかりとやり遂げなければいけないとは考えるところでございます。昨今の建設業界の状況は、非常に厳しいところでもあるわけでございますけれども、今回予算の中でしっかりと、その予算を使った上で発注のほうしておりますので、当然不調対策もしっかり施した上で工事公告も行っておりますので、我々としてもスケジュールどおりに進められるよう、今後もしっかりと対応をしていきたいと考えるところでございます。

○若林委員長

ご発言がないようですので、以上で本件および報告事項を終了いたします。

4 その他

○若林委員長

次に、予定表4のその他を行います。

その他で何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○若林委員長

特にないようですので、以上でその他を終了いたします。

それでは、以降は当委員会における特定事件調査のまとめの検討となりますので、理事者の皆様はご退席いただいて結構でございます。ありがとうございました。

2 特定事件調査

(2) 特定事件調査のまとめについて

○若林委員長

それでは、最後に予定表２の特定事件調査、(2)特定事件調査のまとめについてを議題に供します。

本日は、今期の当委員会において議論してまいりました特定事件調査のまとめについて取り上げます。前回の委員会におきまして、新庁舎等に関する事、行政のデジタル化に関する事、財源・事業の評価に関する事、および人材育成に関する事の４つの調査項目につきまして、当委員会としての意見のまとめを行うこと、また、案文については正副委員長で調整し、委員会で決定していくことを確認いたしました。また、各会派で追加のご意見がある場合は、期日までにご提出いただくようお願いしたところです。

当委員会でのこれまでの議論やご意見等を踏まえまして、正副委員長で調整を行い、作成した案文を事前に配付いたしました。本日はこれらの案文を基にご意見をいただき、進めていきたいと思っております。

当該まとめの決定につきましては、正副委員長といたしましては、ご意見がない場合や軽微な修正の場合でも、５月１３日に委員会がございますので、次回の委員会で決定したいと考えております。

また、本日の特定事件調査、新庁舎等に関する事のうち、公有地については、本日の議論から意見として含めるものがあれば正副委員長で調整し、改めて次回の委員会でご確認いただきたいと思います。つきましては、これから皆様にご意見を伺いますが、本日の委員会で出たご意見等を踏まえ、追加事項がございましたら、４月２３日水曜日までに事務局宛てに文書でご提出ください。

それでは、初めに新庁舎等に関する事のまとめを行います。なお、先ほどお伝えしたとおり、本日の公有地の議論内容については、正副委員長で調整し、次回の委員会にてご確認いただきたいと思います。

それでは、お手元の案について、ご意見等がございましたらご発言をお願いします。

○のだて委員

１点だけ、改めて見ておったのですけれども、現庁舎跡地等についてというところの（４）番で、「経済効果を要素として取り入れ」というところがありますが、これは「地域経済への効果を」としたほうが分かりやすいのかなと思いました。経済効果というものは品川区での効果ということだと思いますので、そのほうがいいのかなと。

○若林委員長

ほかにいかがでしょうか。

○あくつ委員

現庁舎跡地等についてなのですが、もうこれ明確な答弁もいただいているのですけれども、これから現庁舎跡地の検討が、新庁舎のほうの遅れに伴い、こちらも１年、かなりずれるということがあったのですが、計画の策定時には、この策定委員会に区議会の代表も入れていただきたいということで、それは検討するという答弁は何度かいただいているのですけれども、たしかこの委員会の中でもその議論はあったはずなので、これも記録にとどめるというか、記録をするということで、これは入れていただければと思います。多分私どもの会派だけではなくて、ほかの会派からも出ていましたので、ぜひ入れていただければと思います。

○若林委員長

ほかにいかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○若林委員長

ありがとうございました。

それでは次に移ります。ほかになれば、本日皆様からいただいたご意見を基に、正副委員長で再度調整させていただきまして、次回の委員会で改めて案文を提示して決定してまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。以上で本件を終了します。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○若林委員長

次に、デジタル化に関することのまとめを行います。

お手元の案について、ご意見等がございましたらご発言願います。

この場でのご意見はなしということで。ご意見はございませんでしたが、先にご案内しましたとおり、次回に決定することでご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○若林委員長

ありがとうございました。さよう決定いたしました。

以上で本件を終了いたします。

次に、財源・事業の評価に関することのまとめを行います。

お手元の案について、ご意見等がございましたらご発言願います。

それでは進めます。ご意見はございませんでしたが、先にご案内しましたとおり、次回に決定することでご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○若林委員長

ありがとうございました。さよう決定いたしました。

以上で本件を終了いたします。

次に、人材育成に関することのまとめを行います。

お手元の案について、ご意見等がございましたらご発言願います。

それでは進めます。ご意見はございませんでしたが、先にご案内しましたとおり、次回の決定ということでご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○若林委員長

ありがとうございました。さよう決定いたしました。

以上で、本件および特定事件調査を終了いたします。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

これをもちまして、行財政改革特別委員会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

○午後１時５７分閉会